

身体障害者手帳をお持ちの方へ

— 平成 18 年 10 月から —

補装具と日常生活用具の制度が変わります

補装具	障害者等の身体機能を補完または代替し、かつ長時間にわたり継続して使用されるもの（義肢・装具・車いす等）
日常生活用具	日常生活上の便宜を図るための用具（点字器・頭部保護帽・ストマ用具等）

①補装具の給付および利用者負担

- 給付決定は、障害者または障害児の保護者からの申請にもとづき行います。
- 利用者負担は、定率負担となり、補装具価格の1割を利用者が負担することとなります。
ただし、所得に応じて一定の負担上限が設定されます。（障害者本人または世帯員のいずれかが住民税所得割50万円以上の場合には、補装具の給付対象外となります。）

補装具費の利用者負担の上限額

区分	世帯の収入状況	上限額（月額）
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	住民税非課税世帯で障害者または障害児の保護者の年収が80万円以下の方	15,000円
低所得2	住民税非課税世帯で低所得1に該当しない方	24,600円
一般	住民税課税世帯	37,200円

②日常生活用具の給付（貸与）

- 給付決定は、障害者または障害児の保護者からの申請にもとづき行います。
- 利用者負担は、上記の補装具費の利用者負担と同様1割負担となります。

補装具および日常生活用具の種目見直し

補装具		日常生活用具	
点字器	日常生活用具へ移行	重度障害者用意思伝達装置	補装具へ移行
頭部保護帽		浴槽（湯沸器）	廃止
人工喉頭			
歩行補助杖（一本杖のみ）			
収尿器			
ストマ用装具（蓄尿・蓄便袋）			
色めがね	廃止	パーソナルコンピュータ	